

生駒市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てや介護と仕事との両立、副業・兼業の実現、障がい者が活躍しやすい職場づくり等、多様な働き方を積極的に取り入れ推進する事業者を市内に誘致することで、市民の職住近接や従業員のワークライフバランスを実現することを目的とする。本目的を実現し、モデルとなり得るサテライトオフィス等を新設する者に対して予算の範囲内で生駒市サテライトオフィス等開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) サテライトオフィス等 事業者が専ら自らの事業に係る事務処理業務等を行うために設置する事業所又は本社をいう。
- (3) 新設 新たにサテライトオフィス等を生駒市内に開設することをいう。
- (4) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 多様な働き方を積極的に取り入れ推進する事業者であり、柔軟な制度の設計及び労働条件・環境の整備を行い、本市における多様な働き方の実現モデルとなり得る者
- (2) 生駒市内に本社又は支店等名称の如何を問わず現に稼働中の事業所機能を有しておらず、市内に新たにサテライトオフィス等を設置する者
- (3) 生駒市外において事業を行い、1人以上の従業員を雇用している者
- (4) 新設するサテライトオフィス等に、生駒市内に現住所を有する従業員又は雇用保険の加入要件を満たさない短時間のパート若しくはアルバイト等

を1人以上配置する者

(5) 生駒市での仕事や暮らしぶりをホームページやSNS等で定期的に情報発信する者

(6) 新設するサテライトオフィス等を転貸借しない者

(7) 従業員が第5条に規定する補助金の交付申請日以前から入居している生駒市内の住居、オフィス等を新設するサテライトオフィス等としない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行う者

(2) 生駒市暴力団排除条例（平成23年3月生駒市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者

(4) 市税等を滞納している者

(5) その他市長が不相当と認める事業を行う者

（補助金の額及び補助対象経費）

第4条 補助金の額及び補助対象経費等は別表のとおりとし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

2 前項の規定に関わらず、国又は県からこの要綱と同一の趣旨の補助金等を受けた場合又は受ける予定がある場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

3 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、補助金の額の上限については、別表のとおりとする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、この要綱の施行日以降で、交付の決定を受けた日の属する月から令和7年3月31日までの期間とする。ただし、令和7年4月1日以降の賃借契約を締結していない場合は交付対象としない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、当該サテライトオフィス等の開設準備等に着手する日までに、生駒市サテライ

トオフィス等開設支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、令和 6 年 6 月 1 7 日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日までの間に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 履歴事項全部証明書
- (4) 定款又は規約
- (5) 1 人以上の従業員を雇用していることが確認できる書類（事業所別被保険者台帳の写し等）
- (6) 事業計画書に記載の制度や利用者実績が確認できる書類（就業規則、人事規定等）
- (7) サテライトオフィス等の開設等の費用に係る見積書
- (8) 新設するサテライトオフィス等の賃貸借契約書又は仮契約書の写し
- (9) 新設するサテライトオフィス等の立地図、平面図、周辺地図、外観・内観写真
- (10) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定した旨を生駒市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第 8 条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定額、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更を必要とするときは、あらかじめ生駒市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定変更申請書（様式第 5 号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対する交付の決定については、前条の規定を準用する。

（申請の取り下げ）

第 9 条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、

補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から6か月を経過する日までに、正当な理由なく新設したサテライトオフィス等に移設し、縮小し、休止し、又は廃止したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、補助金を交付することが不適当であると市長が認めるとき。

(実績報告)

第11条 補助事業者が補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、生駒市サテライトオフィス等開設支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) サテライトオフィス等開設等の費用に係る証憑書類の写し
- (3) 家賃受け取りに関する証書又は家賃の領収書の写し
- (4) 国や県等から同様の事由により助成金を受けた場合は、その額がわかる書類
- (5) 新設したサテライトオフィス等の現況写真
- (6) 情報を発信したこと及びその内容がわかる書類
- (7) 新設したサテライトオフィス等の名簿（申請時から変更がある場合のみ）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審

査及び必要に応じて行う現地調査により補助金の額を確定し、生駒市サテライトオフィス等開設支援事業補助金額確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 13 条 補助事業者は、前条の規定により通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、生駒市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（財産の管理等）

第 14 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業により取得し、又は増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第 10 号）を備え、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第 15 条 取得財産等のうち処分を制限するものとして市長が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が単価 10 万円以上のものとする。

2 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号）に定めるところによる。

3 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、前項の規定により定められた期間内に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分申請書（様式第 11 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（施行の細目）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 10 条、

第 1 4 条及び第 1 5 条の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 3 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

	区分	補助対象経費	補助限度額	補助率
開設等に係る経費	ア 施設整備経費	内装工事費その他サテライトオフィス等の開設に要する経費並びに通信機器の敷設に要する経費、空調、セキュリティー関連機器の整備費等（ただし、サテライトオフィス等の新設に対し1回に限り交付する。）	100万円 （ただし、オ賃借料については10万円／月を限度額とする。）	1／2
	イ 設備投資費	サテライトオフィス等における事業の用に供する機械及び装置（車両を除く。）の取得に係る経費		
	ウ 什器・機器導入費	働く環境又は機能を有する上で必要と認められる什器・機器（取得単価が1,000円未満または50万円以上のものは除く。）の取得に係る経費 例）机、椅子、キャビネット、パソコン、複合機、プロジェクター、スクリーン、冷蔵庫、電子レンジ		
	エ 求人活動費	職業紹介事業者の運営する人材情報サイト、雑誌、新聞等に求人広告を掲載するために要する経費、職業紹介事業者に人材紹介を依頼して雇用関係を成立させるために要する経費、求職者情報提供（人材データベース等）サービスの利用に要する経費等		
運営に係る経費	オ 賃借料	補助対象期間にかかるサテライトオフィス等の賃借料（共益費含む）のうち、令和7年3月31日までに支払が完了したもの。ただし、敷金、権利金及び水光熱費その他これらに類する経費並びにサテライトオフィス等以外の目的で使用する併設された施設に要する経費を除く。		